

(仮訳)

第5回東アジアPOPsモニタリングワークショップ議長総括

2007年11月22日

1. 第5回東アジアPOPsモニタリングワークショップは、2007年11月20日から22日まで国立京都国際会館（京都）において開催された。
2. 本ワークショップについては日本国環境省が主催し、10カ国（カンボジア、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ及びベトナム）の政府から実務担当者が参加した。
3. 環境省環境保健部環境安全課の木村博承課長から開催挨拶があった。
4. 増沢陽子鳥取環境大学准教授が本ワークショップの議長となった。
5. 本ワークショップにおいては以下の発表が行われた。
 - (1) 東アジアPOPsモニタリングの背景及び目的について（環境省環境保健部環境安全課 角井一郎保健専門官）
 - (2) 「アジア太平洋地域組織化グループ始動ワークショップ」の成果について（国立環境研究所 柴田康行化学環境研究領域長）
 - (3) POPsモニタリングデータの環境移動モデルへの応用について（国立環境研究所 鈴木規之曝露評価研究室長）
6. 東アジアPOPsモニタリング事業への参加国は、POPsモニタリング及びストックホルム条約の実施に係るそれぞれの取組について発表を行った。
7. 2006年度に実施されたバックグラウンドモニタリングに係る試料採取、分析及び精度管理について事務局により報告がなされ、当該モニタリングの結果の詳細について関係国より発表がなされ、報告のあったデータについて本ワークショップ参加者により精査がなされた。
8. 本ワークショップ参加者は、所要のデータの改訂を行い、かつ、2006年度に実施されたバックグラウンドモニタリングの結果を追加することにより、「Background Air Monitoring of Persistent Organic Pollutants in East Asian Countries 2004-2006」の改訂版（以下「改訂報告書」という。）を作成することについて同意した。また、本ワークショップ参加者は、ストックホルム条約第16条の下での同条約の有効性評価に貢献するために改訂報告書が地域組織化グループ（ROG）に提出されることについて同意した。
9. 2007年度バックグラウンドモニタリングの結果の改訂報告書への追補（以下「追補」という。）を作成し、ROGにその地域報告書作成準備に間に合うよう提

出することについても同意がなされた。

10. 改訂報告書及び追補の作成に係る別添3のスケジュールが本ワークショップ参加者により承認された。
11. 本ワークショップは、政策グループ会合（議長：増沢陽子氏）と専門家作業グループ会合（議長：柴田康行氏）の2つに分かれた。
12. 政策グループ会合は、2006年9月に京都において開催された会合に引き続く第3回会合として開催され、以下の案件について議論を行った。
 - (1) スtockホルム条約有効性評価に貢献しうる補足的モニタリングデータについて
 - (2) 2007年度の東アジアPOPsモニタリング事業の計画について
 - (3) 東アジアPOPsモニタリング事業の将来の方向及び計画について

政策グループ会合の概要報告書は、別添1のとおり。

13. 専門家作業グループ会合は、2006年9月に京都において開催された会合に引き続く第4回会合として開催され、以下の事項に係る案件について議論を行った。
 - (1) 2006年度のバックグラウンドモニタリングデータの精査について
 - (2) スtockホルム条約附表に掲載されうるものとしてPOPRCにより精査されている候補化学物質について
 - (3) 「Guidance on the Global Monitoring Plan for Persistent Organic Pollutants」の改訂について

専門家作業グループ会合の概要報告書は、別添2のとおり。

14. 本ワークショップは、これら2つのグループからの概要報告書に留意しつつ、これまでの取組により成果が実際に形となって得られていることを歓迎し、東アジアPOPsモニタリング事業参加国による不断の努力への期待を表明し、かつ、日本国環境省、国立環境研究所及び（財）日本環境衛生センターが引き続き技術的支援を行うことへの期待を表明し、
 - (1) 本ワークショップは、2007年度における、ラオス及びマレーシアでのバックグラウンドモニタリングの開始並びにモンゴルでのバックグラウンドモニタリングの実施を歓迎した。
 - (2) 本ワークショップは、2008年度に「重点調査地点」("super site")でのより高頻度の試料採取が開始され、次回ワークショップにおいて、「波照間島」及び「辺戸岬」に追加すべき「重点調査地点」の特定及び試料採取頻度について議論を行うことに同意した。
 - (3) 東アジアPOPsモニタリング事業参加国は、ROGからの要請に応えるべく、Stockホルム条約有効性評価に貢献しうる他の既存のモニタリングデータを探

すよう促された。

- (4) 本ワークショップは、モニタリングの持続可能性並びにそのデータの質及び比較可能性を確保するためには分析機関を固定すべきであるとの認識に至った。
- 15. 日本国環境省は、2008年秋に次回東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催する意志があることを表明した。
- 16. 本ワークショップ参加者は、このワークショップの開催に関し、日本国環境省、国立環境研究所及び（財）日本環境衛生センターに対して感謝の意を表明した。

以上

第3回政策グループ会合概要報告書

2007年11月21日

場所: 国立京都国際会館（京都市）

議長: 鳥取環境大学准教授 増沢陽子

参加者: Mr. Heng Nareth（カンボジア）
Ms. Dwi Astuti Endah Prihantiningtyas（インドネシア）
神谷洋一、山下修（日本）
Dr. Sue-Jin Kim（韓国）
Mr. Thavone Vongphosy（ラオス）
Ms. Rohani Jusoh（マレーシア）
Mr. Enkhee Gavaa（モンゴル）
Ms. Maria Cristina A. Francisco（フィリピン）
Ms. Pattanan Tarin（タイ）
塩崎卓哉（事務局、(財)日本環境衛生センター）

（既存データ）

1. これまでのストックホルム条約締約国会合（COP）及びアジア太平洋地域ROG始動ワークショップの概要について、当該ワークショップの背景について参加者の理解をより深めるため、事務局より発表がなされた。次に、参加者は、ストックホルム条約有効性評価に貢献しうるものの、ROGに未だ報告されていない、又は認識されていないモニタリングデータであって「グループ1」データに相当するもの等があるかどうかについて問われた。
2. フィリピンの参加者より、所属外の部署により母乳調査事業が完了していることにつき言及があった。インドネシアの参加者より母乳調査に係る報告がなされているかもしれないが、（ROGへの提出に当たっては）所属外の部署と大学との間で調整がなされる必要がある旨言及があった。韓国の参加者より、韓国食品医薬品庁によりヒト血液及び母乳のモニタリングがなされている旨の報告があった。マレーシアの参加者より、農薬に係るモニタリングデータが利用可能かもしれないが様々な部署間の調整が必要である旨の発言があった。モンゴルの参加者より、来年土壌及び水質の試料採取が実施される予定である旨の発言があった。
3. 参加者には、地域報告書作成に貢献しうるモニタリングデータを提出するよう後日ROGより要請がなされる見込みである旨あらためて周知がなされ、当該要請に留意するよう促された。

(2007年度の計画)

1. 事務局は、2007年度におけるモニタリング地点をマレーシア及びラオスとすることとしており、もう1地点は未定である旨紹介した。ベトナム、フィリピン及びモンゴルの参加者より(同国におけるモニタリング実施の)提案があった。事務局は、試料採取の能力向上の観点からモンゴルを選択すべきである旨提案した。
2. モンゴルの参加者は、(事務局の提案の)受入れを表明し、全参加者が同意した。

(将来の方向及び計画)

1. 参加者は、将来の計画に係る下記3点の事務局提案について留意し、議論を行った。
 - バックグラウンド地点での高頻度モニタリングの実施
 - 「重点調査地点」の選定
 - 東アジアPOPsモニタリング事業参加国の役割
2. GMPガイダンス文書を勘案しつつ、参加者は以下について同意した。
 - 東アジアPOPsモニタリング事業の枠組みの中で、バックグラウンド地点において高頻度モニタリングを実施すること。
 - 実際には毎月1~2日間の試料採取が行われうること。
 - 国立環境研究所及び(財)日本環境衛生センターは、これらの試料の全ての分析を請け負うこと。
 - 適切な「重点調査地点」が東アジア諸国の中で見いだされるべきであること。
3. 参加者は、「波照間島」及び「辺戸岬」が東アジア小地域の「重点調査地点」として特定されたことに留意した。
4. さらに「重点調査地点」の選定のため、参加者は、以下の条件を満たす地点をバックグラウンドモニタリングに相応しいものとするべきであることについて同意した。
 - 東アジア小地域及び東南アジア小地域並びにそれぞれの境界域におけるトレンドデータ及び長距離移動の評価を可能とするものであること。
 - バックトラジェクトリー解析の結果を考慮して選定されたものであること。
 - POPsの局地的発生源からの影響を可能な限り受けしないよう選定されたものであること。
 - 当該地点における天候その他地理的条件の多様性が考慮されうること。
5. 東アジアPOPsモニタリング事業参加国の役割として、参加者は以下について同意した。
 - モンゴルを除く各東アジアPOPsモニタリング事業参加国においては大気試料採取に係る能力は既に確立されたものと考えられること。
 - 捕集剤の提供及び輸送、採取された試料中のPOPsの分析、得られたデータの精査並びにその報告については、韓国に係るものを除き、日本側が行うものであること。
 - バックグラウンド地点における試料採取は、各東アジアPOPsモニタリング事業参加国の責任の下行われるものであること。
6. 国立環境研究所及び(財)日本環境衛生センターは、当該POPsモニタリングの

ための標準試験所（reference laboratory）となる意志を表明した。東アジアPOPsモニタリング事業参加国より、能力向上への支援が要請された。

7. 一部の参加者より、5～10年間といったより長期の計画を策定することが望ましいとする指摘があった。日本国環境省は、予算が確保されることを条件に当該事業を継続する意志を表明した。
8. カンボジアの参加者は、本事業における他のバックグラウンド地点との比較が可能で、より十分に高所に位置する別の国内地点において、2008年度に2回目の試料採取を行う意志を表明した。

（将来の取組についての意見及び提案）

1. カンボジアの参加者は、東アジアPOPsモニタリング事業に、同国のPOPs分析能力向上への支援の提供を要請した。
2. タイの参加者は、同一のバックグラウンド地点でのモニタリングの継続の意志を表明した。
3. インドネシアの参加者は、以前の試料採取地点が局地的発生源の影響を受けていたことから、他のバックグラウンド地点においてモニタリングを継続することを検討する意志を表明した。
4. フィリピンの参加者は、この地域におけるPOPsモニタリングを持続可能なものとするため、各国専門家の連携を図ることを提案した。

以上

第4回専門家作業グループ会合概要報告書

2007年11月21日

場所: 国立京都国際会館（京都市）

議長: 国立環境研究所化学環境研究領域長 柴田康行

参加者: Mr. Chea Sina（カンボジア）
Ms. Rina Aprishanty（インドネシア）
角井一郎、伊藤裕康、中野武、高澤嘉一（日本）
Dr. Jong-woo Choi（韓国）
Ms. Setouvanh Phanthavongsa（ラオス）
Mr. Mohd Fauzan Yunus（マレーシア）
Dr. Byambajav Enkhsaruul（モンゴル）
Prof. Evangeline C. Santiago（フィリピン）
Ms. Nuchida Rungthawornwong（タイ）
Prof. Pham Hung Viet（ベトナム）
鹿島勇治（事務局、(財)日本環境衛生センター）

1. 専門家作業グループは、東アジアPOPsモニタリング事業の下、2006年度にモンゴル、カンボジア及びタイにおいて実施されたバックグラウンド大気モニタリングの結果として報告された内容を精査し、軽微な修正を加えた当該モニタリングのデータ並びにその処理及び取扱いは概ね満足のいくものであるとの結論に至った。
2. 専門家作業グループは、ストックホルム条約附表に掲載されうるものとしてPOPRCにより精査されている候補化学物質の属性に係る情報を共有しつつ、望むらくは当該物質の環境中の存在のトレンドを評価するのに十分な検出下限値及び定量下限値を達成した上で、モニタリングに付されるべき同族体及び誘導体を定義する必要性を念頭に置き、実際的な分析法が開発されることに期待感を寄せた。
4. 専門家作業グループは、「Guidance on the Global Monitoring Plan for Persistent Organic Pollutants」（以下「ガイダンス文書」という。）の最近の改訂について、当該改訂作業のメンバーの一人であった柴田康行氏より提供された情報を共有しつつ、下記の点について留意した。
 - ガイダンス文書において想定されているアクティブ・ハイボリューム・サンプリングの適用に当たっては、当該小地域に特異的な気候条件（例：モンスーン）を考慮すべきであること。
 - 当該小地域において「重点調査地点」が選定されるに当たっては、2007年度のラオス、マレーシア及びモンゴルにおけるモニタリングの終了を待って、東アジアPOPsモニタリング事業の下でなされたバックグラウンド大気モニタリングの結果を参照することが推奨されること。

- 何名かの参加者は、日本と各国との共同出資の下で、各国の一層の能力向上の観点から、これまでに東アジアPOPsモニタリング事業において得られたデータと比較を行いつつ各国独自に試料採取及び分析を行う意志を表明した。
- 当該小地域における採取分析能力及び財政規模を勘案し、ガイダンス文書において言及されたパッシブ・サンプリングの検討の必要性が指摘されたが、同時にアクティブ・サンプリング法との比較のための検証及びバリデーションの作業の必要性が強調された。
- ROGにより取りまとめられる予定の地域報告書においては、他の「必須媒体」(“core media”)、すなわち母乳及び血液のモニタリングへの言及の必要性についても提起された。

以上

東アジアPOPsモニタリング事業報告書の改訂及び
2007年度データの追加のための日程

現行報告書の改訂

- (1) 今次ワークショップの終了後可能な限りすみやかに、
 - A. 事務局／（財）日本環境衛生センターは、現行報告書への補足的情報の追加及びそのデータの修正を行って第一次原稿を作成し、PDF フォーマットにより政策グループ及び専門家作業グループのメンバーに配布する。
- (2) 2007年12月末までに、
 - A. 専門家作業グループの各メンバーは、第一次原稿のデータ部分に付すべき特記事項（例：当該地点に係る背景情報）を事務局に送付する。
 - B. 専門家作業グループの全メンバーは、第一次原稿の主要部分についてのコメントを事務局に提出する。
- (3) 2008年1月初めまでに、
 - A. 事務局は、コメントを集約し、第一次原稿の改訂版（第二次原稿）を政策グループ及び専門家作業グループの全メンバーに配布する。
- (4) 2008年1月末までに、
 - A. 政策グループ及び専門家作業グループのメンバーは、第二次原稿についてのコメントを事務局に提出する。
- (5) 2008年2月中旬までに、
 - A. 事務局は、第二次原稿の改訂版（第三次原稿）を政策グループのメンバーに配布する。
- (6) 2008年2月末までに、
 - A. 政策グループは、第三次原稿を、必要があれば当該国のストックホルム条約上のフォーカル・ポイントを通じ、書面により承認する。
 - B. 日本国環境省は、承認された改訂報告書を、ROGメンバーに、そのアジア太平洋地域報告書の作成のため望むらくは2008年3月中に提出する。

2007年度データの追加

- (1) 2007年度におけるモニタリングデータは、追補として改訂報告書に追加される。
- (2) 2008年1月末までに、
 - A. バックグラウンド大気の試料採取を終了する。
- (3) 2008年3月中旬までに、
 - A. 分析で得られたデータは国立環境研究所により精査され、確認がなされる。
 - B. 改訂報告書への追補（以下「追補」という。）の第一次原稿は、現行報告書の改訂と同様の手続きにより作成される。
- (4) 2008年4月初旬までに、
 - A. 専門家作業グループの全メンバーは、追補の第一次原稿についてのコメントを事務局に提出する。
- (5) 2008年4月中旬までに、
 - A. 事務局は、コメントを集約し、追補の第二次原稿を政策グループ及び専門家作業グループの全メンバーに配布する。
- (6) 2008年4月末までに、
 - A. 政策グループ及び専門家作業グループのメンバーは、第二次原稿についてのコメントを事務局に提出する。
- (7) 2008年5月中旬までに、
 - A. 事務局は、追補の第三次原稿を政策グループのメンバーに配布する。
- (8) 2008年5月末までに、
 - A. 政策グループは、第三次原稿を、必要があれば当該国のストックホルム条約上のフォーカル・ポイントを通じ、書面により承認する。
 - B. 日本国環境省は、承認された追補を、ROGメンバーに、そのアジア太平洋地域報告書の作成のため2008年6月1日までに提出する。

以上